

## 村山市監査委員公告第 26 号

### 財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 12 月 21 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

#### 記

#### 1. 監査の対象

村山市商工会

#### 2. 監査の期間

平成 30 年 11 月 29 日から平成 30 年 12 月 21 日

#### 3. 監査の対象

平成 29 年度村山市商工会運営事業補助金

平成 29 年度村山市商工会館改修事業費補助金

上記補助金に係る出納、その他の事務執行

#### 4. 監査の方法

本市が村山市商工会に対し交付した、上記 3 の補助金関係に関する事務が適正に行われているか、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、平成 30 年 11 月 29 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

#### 5. 監査の結果

財政的援助金の交付目的にそって事業が実施され、当該補助金に係る出納その他の事務についておおむね適正と認める。

なお、その他事務処理上の改善等の要望事項については、口頭で改善を促した。